

12	センターに、主任デジタル教育推進官を置き、海上保安庁長官が指名する者をもつて充てる。
13	主任デジタル教育推進官は、デジタル教育推進官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに進官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
14	センターに、デジタル教育推進官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもつて充てる。デジタル教育推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。
15	一 情報通信技術を活用した教育等の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。 二 情報通信技術を活用した教育等の推進に関する計画の策定に関すること。
16	センターに、主任学術情報官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもつて充てる。主任学術情報官は、学術情報官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関すること。
17	センターに、学術情報官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもつて充てる。学術情報官は、学術情報官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関すること。
18	センターに、学術情報官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもつて充てる。学術情報官は、次に掲げる事務をつかさどる（海上保安国際研究センターの所掌に属するものを除く）。
19	一 学術情報の収集、整理、保管及び提供の実施に関すること。 二 学術情報の収集に関する計画の策定に関すること。

第三条	学生的給食に関すること。
第九条	会計課においては、次の事務をつかさどる。
第十一条	教務部に教務課を置く。
第十二条	教務課においては、次の事務（海上保安国際研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
第十三条	一 教育訓練計画に関すること（訓練課の所掌に属するものを除く。）。 二 教授等の担当する教科に関すること（訓練課の所掌に属するものを除く。）。 三 学生の試験及び成績に関すること。 四 入学試験に関すること。 五 教務の記録に関すること。
第十四条	六 学生の入学、退学及び卒業に関すること。 七 教育訓練に関する資料及び教材に関すること（訓練課の所掌に属するものを除く。）。
第十五条	八 学生の規律、考課及び身上に関すること。 九 学生の課外活動及び学生生活に関すること。

第十六条	医務室においては、次の事務をつかさどる。
第一項	一 職員及び学生の保健衛生に関すること。
第二項	二 医療施設及び医療用品の整備計画に関すること。
第三項	三 物品の調達及び保管並びに配分に関すること。
第四項	四 その他の事務。

第十七条	この府令に定めるもののほか、海上保安大学校の内部組織の細目は、海上保安庁長官の定めるところによる。
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、平成十九年四月一日から施行する。
第三項	この府令は、平成十六年四月一日から施行する。
第四項	この府令は、昭和四〇年四月一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。
第三項	この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。
第四項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（平成二七年四月一〇日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、平成二十九年三月三一日海上保安庁令第一号（平成二九年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第三項	この府令は、平成二十九年三月三一日海上保安庁令第一号（平成二九年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第四項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和四二年四月八日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第三項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第四項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和四六年四月八日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第三項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第四項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和四六年四月八日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第三項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第四項	この府令は、昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号（昭和四〇年四月八日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和四七年三月三一日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第三項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第四項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和四七年三月三一日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第三項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第四項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和四七年三月三一日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第三項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第四項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和四七年三月三一日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第三項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第四項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和五六年四月一日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第三項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第四項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和五七年三月三一日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第三項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。
第四項	この府令は、昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号（昭和四〇年三月三一日海上保安庁令第一号）は、廃止する。

附則	（昭和五九年六月二五日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、公布の日から施行する。
第二項	この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
第三項	この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
第四項	この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則	（昭和六一年三月二七日海上保安庁令第一号）
第一項	この府令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
第二項	この府令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
第三項	この府令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
第四項	この府令は、昭和六十一年四月一日から施行する。